

宮城大学編入学、転入学及び再入学に関する規程

平成21年4月1日

規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第18条第2項、第19条第2項及び第20条第1項及び宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第16条第3項の規定に基づき、編入学及び転入学並びに再入学（以下「編入学等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(編入学等の入学年次)

第2条 編入学及び転入学にかかわる入学年次は、原則として1年次とし、再入学の場合は、退学時又は除籍時の年次とする。ただし、第4条第2項に規定する編入学等の選考結果のほか、第6条の規定に基づく申請により認定が見込まれる既修得単位数を斟酌の上、教授会の議を経て、相当と認める年次とすることができる。

(編入学等の出願)

第3条 編入学等を志願する者は、別に定めるところにより、編入学願書、転入学願書又は再入学願書に、宮城大学学生納付金規程第2条に定める入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内であって、第5条に規定する在学年限内で卒業又は修了が可能と認められる場合に限り行うことができる。

(編入学等の選考)

第4条 編入学等の選考は、選考を行おうとする学群、学類及び研究科における在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に行うものとする。

2 前項の選考は、学力試験（小論文を含む。）及び書類審査（単位認定審査を含む。）をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学群、学類、研究科において適切と認める方法を加えることができるものとする。

(編入学等を許可された者の在学年限等)

第5条 編入学又は転入学を許可された者の在学年限を決定するに当たっては、第2条の規定により決定された本学編入学又は転入学年次より前の学年次に対応する年数は本学に在学したものとみなし、当該年数を在学年限から減じるものとする。

2 再入学を許可された者の在学年限を決定するに当たっては、退学時又は除籍時以前の本学での在学期間を在学年限から減じるものとする。

(編入学等を許可された者の既修得単位等の認定)

第6条 第4条に規定する選考を経て編入学等を許可された者が、次の各号に掲げる場合において、学則第40条及び大学院学則第36条の規定に基づく既修得単位の認定、学則第41条第2項の規定に基づく卒業要件単位への算入並びに大学院学則第37条第2項及び学則第38条第2項の規定に基づく修了要件単位への算入を希望するときは、別に定めるところにより、学長に認定申請を行わなければならない。

一 編入学及び転入学の場合 他の大学又は短期大学において履修した授業科目及び短期大学又

第2編教育 編入学、転入学及び再入学規程

は高等専門学校の特攻科等における学修

二 再入学の場合 再入学前に本学において履修した授業科目

(編入学等を許可された者に対する学則等の適用)

第7条 編入学等により入学した学生には、当該者の属する年次の在学者に適用する学則、大学院学則及びその他規程を適用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、編入学等の選考等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学群長又は研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に編入学等をする学生から適用する。
- 2 この規程の施行日の前日において既に本学に在籍する編入学等の学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に学部に編入学等をしたものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R8.2.27 第232回理事会)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。